

新型コロナウイルス 子どもに関するQ&A（子ども向け）

もくじ

- 1 勉強のことに不安がある子どもたちへ
- 2 いじめにあってつらい気持ちになっている子どもたちへ
- 3 家にいるのがつらい子どもたちへ
- 4 もう家を出たいと思っている子どもたちへ
- 5 仕事やお金のことが不安な子どもたちへ
- 6 10万円給付のこと～特に親と一緒に住んでいない子どもたちへ～
- 7 「望まない妊娠」で不安なあなたへ
- 8 子どもたちの「性」に関する犯罪について、知っておいてほしいこと
- 9 もう死んでしまいたいと思ったとき

1 勉強のことに不安がある子どもたちへ

1-1 学力が落ちないか心配です

Q 学校の休校が長引いたので、学力が落ちてしまったのではないかと心配です。家で、どのように学習を進めればよいですか。

A あなたの手元には、インターネット環境がありますか。国や市区町村のウェブサイトには、家庭学習のための学習素材が提供されています。例えば、文部科学省の「子どもの学びの応援サイト」、東京都の「ベーシック・ドリル」などがあります。NHKも、サイト上で、無料の動画教材を配信しています。

もし学校や塾で学習教材が出ていなくて勉強する教材がない人、学校の宿題が終わってしまった人は、このようなコンテンツを使ってみるといいかもしれません。

◎文部科学省「子どもの学び応援サイト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

◎東京都「ベーシック・ドリル」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/study_material/improvement/tokyo_basic_drill/

東京都が作成している家庭学習用の問題集。單元ごとに問題が整理されており、基本的な事項について家庭学習をすすめることができます。

※東京ベーシック・ドリルの概要と使い方

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/study_material/improvement/tokyo_bas
ic_drill/files/about/gaiyou_tsukaikata.pdf](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/study_material/improvement/tokyo_bas
ic_drill/files/about/gaiyou_tsukaikata.pdf)

◎NHK for School

<https://www.nhk.or.jp/school/>

1-2 パソコンがなくてオンライン授業が受けられません

Q オンラインで配信されている授業や教材で勉強をしたいのですが、家には自分が使えるタブレットもパソコンもインターネット環境もありません。

A

あなたの住む地域の自治体や民間団体でW i f i とデバイスの無償貸与を行っているところもありますので、ご両親に相談しながら調べてみてください。

◎認定 NPO 法人カタリバ

<https://katariba.online/kikkake>

「コロナ禍でより一層お困りの生活困窮世帯のお子さんを支援すべく、小学生～高校生の子どもたちに『パソコンと Wi-Fi の無償貸与』と『オンラインの学習や居場所支援』を実施しております。詳細・申し込みについては HP よりお願いいたします。」

1-3 学費が払えなくなりそうです

Q 親の収入が激減し、自分のアルバイト収入も減りました。今後の学費が払えません。

A 奨学金の申請ができるかもしれません。

奨学金にも、給付型（返さなくていいもの）、貸与型（返さなければいけないもの）という種類があります。それぞれ、親の収入などの要件があります。親の収入の資料を出す必要があるので、親とも相談してみてください。奨学金の返済などで困っている場合には、奨学金の問題にくわしい弁護士が、無料相談を実施しています。

◎文部科学省の案内

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm

◎日本学生支援機構の案内

https://www.jasso.go.jp/news/1327624_1545.html

◎家計急変を理由に新制度を申請する際の証明書類に関するQ&A

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/_icsFiles/afieldfile/2020/05/01/syoumeisyo_qanda.pdf

◎奨学金問題対策全国会議

<http://syogakukin.zenkokukaigi.net/>

奨学金の返済や各種の救済措置の適用に精通している弁護士に無料で相談できます。

1-4 家族がコロナに感染しました

Q 家族がコロナに感染しました。学校が再開しても、いじめられてしまうのではないかと心配です。

A いじめは、子どもの人権を傷つけるもので、あってはいけないことです。

今、すべての学校が、いじめ防止対策推進法に基づいて、「いじめ防止基本方針」を学校ごとに定めて、学校内にいじめ防止のための対策組織を作ることが義務付けられており、いじめを早く見つけて、解消することに努めています。

まずは、信頼できる先生や親などの大人に相談してみましよう。一人では難しければ、頼れるお友達に話してみてください。私たち弁護士も相談に乗ることができます。

◎東京弁護士会の子どもの人権110番（TEL03-3503-0110）

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html>

平日 13:30～16:30 17:00～20:00

土曜 13:00～16:00

2 いじめにあってつらい気持ちになっている子どもたちへ

Q 私は鼻炎があり、よく鼻をかんでいます。最近、授業中に鼻をかんでいたら、同級生に「静かにしてよ」と注意され、それから同級生たちに「コロナ」とからかわれるようになりました。同級生たちは、私がさわったものをさわってから「ウイルスだ」と言って他の人の持ち物につけようとして、他の人はそれを嫌がって逃げるといふ「ばい菌ごっこ」の遊びをしています。私が「やめてよ」と言っても、同級生たちはおもしろがって逃げ回ります。学校に行くのがとても辛いです。私が悪いことをしたから、いじめられても仕方がないのでしょうか。

A

1 「いじめられても仕方がない」人は、一人もいません。

同級生にからかわれたり、避けられたりするのとは、とてもつらいですね。あなたが反論したくても、仲良くしたくても、同級生はからかい、仲間外れにするだけで、まともにあなたの話を聞いてくれなかったら、あなたはどうしようもないですね。どうして自分がこんな目にあうのだ、なんでこんなことになってしまったのだ、と戸惑いますよね。

あなたは、ひょっとしたら「自分が授業中にうるさくしたから、自分はいじめられても仕方がないのだ」と思っているかもしれませんが、しかし、世の中には、「いじめられても仕方がない」という人は一人もいません。ある人が、他の人のことを「いじめてもよい」ということは、絶対にないのです。

あなたが、授業中に鼻をかんで、同級生があなたのことを「うるさい」と思ったとします。それならば、同級生はあなたに対して「もう少し静かにして」と言えばよいのです。ただそれだけのことなのです。同級生があなたのことを「うるさい」と思ったとしても、それは同級生があなたのことをいじめてよい理由にはならないのです。

いじめをする人は、いじめる相手について、「この人はこんなにひどいことをしたのだ。だから、この人はいじめられても仕方がないのだ。この人はいじめられて当然なのだ。」というように、「この人がいじめられる理由」をととても強く言います。しかし、それは明らかに間違っています。

あなたは、「いじめられても仕方がない」人ではありません。あなたは、決して「他の人から傷つけられてもよい」人ではありません。いじめられても仕方がない人など、どこにもいないのです。そのことをよく覚えておいてください。

2 あなたのつらい気持ちを、誰かに話してください。

あなたは、今とてもつらい気持ちになっているでしょう。そのあなたのつらい気持ちを、

どうか誰かに話してください。

話す相手は、あなたが信じられる人であれば、誰でもいいです。お兄さん、お姉さん、学校の仲のよい友達、違うクラスの友達、習い事をしているならそこでの友達など、とにかく、自分の話をしっかりと聞いてくれそうな人に、話をしてみてください。

一人でつらい気持ちを抱えていると、つらい気持ちを誰にも話せずにいると、それだけで、とてもつらいことです。誰かに自分の気持ちを話すだけで、あなたの気持ちは楽になります。どうか、自分のつらい気持ちを自分一人で抱え込まずに、あなたが「この人なら自分の話を聞いてくれる」と思う人に、あなたの気持ちを話してください。

3 信頼できる大人に助けを求めてください。

そして、できれば、誰か大人に話をし、助けを求めてください。

お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんなどの家族、習い事をしていたらその先生やコーチでもいいです。もちろん、担任の先生でもいいです。もし担任の先生が話をよく聞いてくれなかったら、他の先生でもよいです。例えば、前に担任になってくれていた先生や、音楽の先生、保健室の先生でも構いません。校長先生と話ができるなら、校長先生に話してもいいのです。

あなたが、「この人なら自分の話をしっかりと聞いてくれる」と思える人に、自分の気持ちを話して、助けを求めてください。

4 「いじめ」に「自分の力で勝つ」必要はありません。

あなたは、ひょっとすると、自分の力で「いじめ」を解決しなくてはいけない、自分一人で「いじめ」に勝てないようでは、自分は弱い人間だと自分で認めることになる、と考えているかもしれません。

しかし、「いじめ」は、時には大きな川の流れのように強い力を持つことがあります。「いじめ」は、とても自分一人の力では立ち向かえないほど強くなってしまふことがあるのです。大きな川に落ちておぼれそうになった時は、どうすればよいでしょうか。他の人に助けを求めて、ロープを投げてもらい、岸に引っ張り上げてもらうのがよいですね。

あなたは、「いじめ」に対して、一人で立ち向かえないからといって、あなたは「自分が弱い人間だ」なんて思う必要はありません。どうか堂々と、他の人に助けを求めてください。

5 あなたの話を聞いてくれる人は必ずいます。

もし、あなたが「自分には誰も信頼できる大人がいない」と思うのであれば、ぜひ、いろんな相談窓口に相談してみてください。あなたの話をしっかりと聞いてくれる大人は、必ずいます。もしあなたに「いじめにあつてつらい」と思う気持ちが少しでもあるのであれば、いつでも、相談してみてください。

3 家にいるのがつらい子どもたちへ

3-1-1 みんなこんなことに悩んでいます

Q コロナの影響でみんなが大変なときに、「家にいるのがつらい」「友達に会いたい」などを相談するのはわがままですか。

A わがままではありません。「相談してはいけない」なんてこともありません。あなたが相談してくれるのを待っている大人がいます。身近にいる人でもいいですし、後に挙げる相談窓口などでもあなたの話を聞いてくれますよ。

あなたがつらいことを相談してくれることで、大人たちはあなたたちのために何ができるか気づくことができます。

3-1-2

Q コロナのせいで親もストレスが溜まっていて、酷い言葉で叱られます。学校も図書館もやっていなくて、相談相手がいません。

A あなた一人で抱え込まないでくださいね。電話や LINE で相談できる相談窓口などもあります。まずは、今のあなたの状況、どんなことがつらいのかを相談してみてください。「相談窓口」で相談することは決して大げさなことではありません。学校の先生に相談するよりももっと気軽に電話や LINE であなたの話を聞かせてください。

3-2 電話で話せる相談窓口

Q 電話で、無料で相談できる窓口はありますか。

A 電話で相談できる窓口を紹介します。どの窓口もあなたの話を親身になって聞いてくれるはずです。話しやすいところにかけてみてください。

◎東京弁護士会の子どもの人権110番

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html>

TEL 03-3503-0110

平日 13:30~16:30 17:00~20:00

土曜 13:00~16:00

普段から子どもたちに関する相談に乗っている弁護士が電話にでます。遠慮なく、相談してみてください。

◎東京都児童相談センターの運営する「4152（よいこに）電話相談」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/mobile/jidosodan/telyoiko.html>

TEL 03-3366-4152

東京都の「児童相談所」という子どもに関することの専門機関です。

◎いのちの電話（一般社団法人 日本いのちの電話連盟）

<https://www.inochinodenwa.org/>

TEL 0120-783-556

毎月10日午前8時から翌日午前8時まで

IP 電話（アプリケーション間の無料通話を除く）からは 03-6634-7830（通話料有料）

3-3 LINEやチャットで話せる相談窓口

Q 電話はちょっと嫌なのですが、他の方法で無料相談できる窓口はありますか。

A LINEやチャットで気軽に相談したいときには、こちらがいいかもしれません。

◎チャイルドライン

<https://childline.or.jp/>

TEL 0120-99-7777

チャット <https://childline.or.jp/chat>

18歳までの子どもたちの相談にのっています。チャットは日にちが限られていますので、「チャット」のページで確認してください。

◎東京都の児童虐待を防止するためのLINE相談

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/linesoudan.html>

「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」

◎第二東京弁護士会有志による「LINE相談」

https://niben.jp/news/news_pdf/bf9d00013c8c3aa41b22f82661b27e7dae286c7e.pdf

こちらも普段から子どもたちに関する相談に乗っている弁護士が相談に乗っています。

◎全国トラブルシューター弁護士ネットワーク（トラ弁ネット）

<https://toraben.net/>

緊急無料ライン相談（対象：知的障害者・発達障害者 診断の有無を問わず）

◎一般社団法人 若草プロジェクト 【女性】

<https://wakakusa.jp.net/sodan/>

LINE・メール相談（対象）10代、20代の少女・女性

◎特定非営利活動法人BONDプロジェクト 【女性】

<http://bondproject.jp/>

10代20代の生きづらさを抱える女の子のための支援

LINE相談 対象：10代20代女性 毎週 月・水・木・金・土曜日

【第1部】14:00～18:00（相談受付 17:30 まで）

【第2部】18:30～22:30（相談受付 22:00 まで）

3-4 オンライン居場所

Q 相談をしたいのですが、家にオンライン環境がありません。

A 無料でwifiを借りられる場所があります。

◎認定NPO法人カタリバ

<https://katariba.online/kikkake>

コロナ禍でより一層お困りの生活困窮世帯のお子さんを支援すべく、小学生～高校生子どもたちに『パソコンとWi-Fiの無償貸与』と『オンラインの学習や居場所支援』を実施しております。詳細・申し込みについてはHPよりお願いいたします。

3-5 相談窓口まとめサイト

◎10代のための相談窓口まとめサイト「Mex」（ミークス）

<https://me-x.jp/>

Mex（ミークス）は、家族や友達・からだ・勉強など人には言えない「困ったかも」を手助けする10代のためのWebサイトです

4 もう家を出たいと思っている子どもたちへ

4-1 家から出たい・・・

Q 前から、親からの虐待（例えば、殴られる、無視される、ごはんを作ってもらえない、あなたが嫌だと思ふことをされてしまうこと）に悩んでいました。その親が在宅勤務ですと家にいるようになりました。学校も休みで、もう耐えられません。安全に保護してくれる場所がありますか。

A 今までよく我慢してきましたね。

あなたが虐待にあっている場合などすぐに避難した方がいい場合には、「一時保護所」という場所で、その後の居場所が見つかるまで生活することもできます。「一時保護所」以外にも、「子どもシェルター」と呼ばれる一時的な生活場所もあります。あなたが住んでいる市区町村の子ども家庭支援センター、または、児童相談所で相談してみてください。児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」へかけると、あなたが住んでいる地域の児童相談所につながります。

一時保護所や子どもシェルターに行った後にも、たくさんの大人が、あなたのこれからの生活を一緒に考えてくれます。一時保護を終えた後は、「自立援助ホーム」などで、親元を離れながら、さらに長期的に自立に向けた支援を受けることもできます。

◎東京都内の児童相談所・児童相談センター

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/jicen/list.html>

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」にかければ、管轄の児童相談所につながります。

◎都内の子供家庭支援センターの一覧

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/ouen_navi/center.html

4-2 子どもシェルターってなんですか？

Q 「子どもシェルター」とは、どのような場所ですか？入るためには、どうしたらよいのですか？

A 虐待などを受けて居場所をなくした子どもたちが、一時的に避難できる場所です。東京では、社会福祉法人カリヨン子どもセンターが運営する「カリヨン子どもの家」があります。カリヨン子どもの家を利用した場合、子ども1人に対し、1人の弁護士が「子ども担当弁護士（通称コタン）」としてサポートします。ただ、それぞれの施設には定員があり、また、利用にあたって守ってほしいルールもあります。都内で利用を検討したい場合は、

まず、東京弁護士会子どもの人権 110 番にお電話ください。

◎社会福祉法人カリヨン子どもセンター

<http://carillon-cc.or.jp/>

◎東京弁護士会の子どもの人権 110 番（利用の窓口）

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html>

TEL 03-3503-0110

平日 13:30～16:30 17:00～20:00

土曜 13:00～16:00

4-3 自立援助ホームってなんですか？

Q 「自立援助ホーム」とは、どのような場所ですか？入るためには、どうしたらよいのですか？

A 「自立援助ホーム」とは、なんらかの理由で家庭にいられなくなった15歳から20歳（原則）までの人たちが、働いてお金を貯めながら、長期的に自立に向けた支援を受けることができる場所です。大きなお金の負担なく、食事や居場所の提供を受け、社会の中で自立できるまでの暮らしをサポートしてもらうことができる施設です。

「自立援助ホーム」への入居も、窓口は、児童相談所です。児童相談所に入居の相談をして、自立援助ホームを探してもらいましょう。

◎全国自立援助ホーム協議会

<http://zenjienkyou.jp/>

◎東京都内の児童相談所・児童相談センターの連絡先

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/jicen/list.html>

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」にかければ、管轄の児童相談所につながります。

5 仕事やお金のことが不安な子どもたちへ

5-1 仕事がなくなりました

Q 飲食店でバイトしていましたが、コロナの影響で仕事がなくなりました。

私は親元を出て、親には頼れません。今月の家賃も払えません。今後、どのように生活をしたらよいのでしょうか。

A 今月の家賃が払えなくてもすぐに家を追い出されることはないので、まずは安心してください。ヤミ金などでお金を借りたり、犯罪まがいの仕事を受けることのないように注意しましょう。大家さんや、不動産管理会社の人から「家を出て行くように」と言われた場合も、家を出る前に弁護士などに法律相談をしてアドバイスをもらいましょう。

コロナによって仕事がなくなってしまった人などを対象に、一時的なお金の貸付や家賃補助などの制度が用意されています。もし仕事に就けない状況が続くような場合には、十分な収入が得られるまで生活保護を利用することも考えられます。状況に応じて、大人に相談しながらゆっくり対応していけば大丈夫です。

給付金などについては、大人用のページに記載しています。

なかなか一人では難しいと思うので、私たち弁護士も、相談に乗ります。

【弁護士に相談したい場合】

◎東京弁護士会の子どもの人権110番（03-3503-0110）

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html>

TEL 03-3503-0110

平日 13:30~16:30 17:00~20:00

土曜 13:00~16:00

◎法テラス（0570-078374）

<https://www.houterasu.or.jp/>

◎ホームレス総合相談ネットワーク（0120-843530）

すでに家を出てしまって困っている場合に相談にのってくれます。

5-2 給料が払われません

Q 居酒屋でアルバイトをしています。先日、店長から「緊急事態宣言が出たので、アルバイトは全員、しばらく休んで。お店のせいじゃないから、給料は支払いません」と言われました。別のアルバイト先も見つけれないし、すごく困ってしまうのですが、店長に嫌われたらクビにされそうで何も言えません。

A お店（使用者）の判断で従業員を休ませる場合には、お店は休業手当（平均賃金の6割）を払わなければいけないという法律の決まりがあります。これは、緊急事態宣言が出たというだけでは変わりません。

休ませた従業員に対してお店が休業手当を払った場合には、要件をみたせば「雇用調整助成金」がお店に支払われます。お店がこの制度を活用してくれれば、あなたへの休業手当も払われるかもしれません。こうした制度の利用も含めて、店長と話し合いをするのがいいのですが、1人では難しい場合には、弁護士会・弁護士団・国の相談窓口等に相談することも考えてみてください。

◎厚生労働省・総合労働相談コーナー

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

◎日本労働弁護団ホットライン

<http://roudou-bengodan.org/>

03-3251-5363 月・火・木：15時～18時

土：13時～16時

5-3 朝から微熱があります

Q 朝から微熱があり、職場にそのことを伝えたところ、有給取得を利用して1週間自宅待機を指示されましたが、どうすれば良いのでしょうか。

A あなたが自ら休みを申し出たのではなく、職場の指示による自宅待機の場合は、休業手当（平均賃金の6割）を請求できる可能性があります。厚労省もそのことをウェブサイトに記載しています。

そもそも有給は、労働者が自由に使うことができるものです。会社が一方的に指示できるものではありません。

◎厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_0007.html

6 10万円給付のこと～特に親と一緒に住んでいない子どもたちへ～

6-1

Q テレビで、コロナによる影響の給付金として、「一人10万円もらえる」という話をききました。子どもでももらえますか。

A 子どもでも、日本に「住民票」があればもらえます。

6-2

Q 私は、親と一緒に住んでいます。何にもしなくても、もらえますか。

A 「世帯主」が「申請」をしないともらえません。申請方法は、オンライン（マイナンバーカードがある人限定）か、郵送のいずれかです。申請期限は、郵送方式の申請受付開始日から3か月以内です。

お父さんやお母さんと一緒に住んでいる人は、お父さんやお母さんが「世帯主」になっていると思います。あなたの分も、お父さんやお母さんがまとめて申請、受け取りをします。

申請書が届いているか、申請をしたか、お父さんやお母さんに確認してみてくださいね。

6-3

Q 私は未成年ですが、親と一緒にではなく、施設で暮らしています。どうすればもらえますか。

A 施設（児童養護施設や自立援助ホーム）で暮らしている場合、住民票が施設や児童相談所の所在地にあって、あなた自身が「世帯主」になっている可能性があります（自分の住民票がどうなっているのかわからないときは、施設の職員さんに聞いてみてくださいね）。この場合には、原則として、施設の職員さんが、あなたの代わりに申請の手続きをして、10万円をあなたの口座に入るようにすることになっています（あなた自身が申請することも可能ですが、施設の職員さんが手続きしてくれるようであれば、お願いしてみてください）。

本当は施設で暮らしているけれども住民票はそのまま親元に残している場合もあります。そういう場合でも、施設の職員さんがあなたの代わりに申請の手続きをして、10万円はあなたの口座に入るようにすることができます。

どちらの場合でも、実際の受け取り方については、施設の職員さんに相談してみてください。

6-4

Q 私は未成年ですが、親から虐待を受けていたので、親元を離れて一人で住んでいます。でも、親元に住民票を残しています。私の分を、親ではなく、私自身で申請・受け取りをすることはできませんか。

A できる可能性があります。

ただし、あなたの方で手続きをとることが必要です。もし親が受け取ってしまっても、あなたが別に申請をすれば親は返さなければいけないことになっています。

今からでも遅くないので諦めないでくださいね。方法を紹介します。

まず、この10万円は、「特別定額給付金」といいます。特別定額給付金の申請等の業務は、自治体（市区町村）ごとに行っています。

あなたが、親元ではなく自分が実際に住んでいるところで受け取るためには、「今あなたが住んでいる自治体（市区町村）」の担当窓口にご相談する必要があります。

担当窓口がどこなのかを知るためには、

- 1 特別定額給付金 ○○氏（自分の住んでいる市区町村） と検索する
 - 2 自分の住んでいる市区町村の役所の代表番号に電話して「特別定額給付金のことでも相談したいので、担当窓口をお願いします」と伝える
- という方法が簡単です。

その窓口で、今のあなたの状況を説明してみてください。

例えば、

- ① 住民票は親元にあるが、今は別の自治体に住んでいること
 - ② 親元を離れている理由（虐待など）
 - ③ 児相や、婦人相談、警察などで相談しているかどうか
- を話すと手続きがスムーズです。

なぜ、②や③を話さなければいけないか説明します。

今住んでいる自治体（＝住民票とは違うところ）で特別定額給付金を受け取るためには、「暴力などを理由に世帯主とは一緒に住んでいませんよ。」という申出を行う必要があります。

「暴力などを理由に」というところには、夫婦間でのDVだけではなく、児童虐待も含まれます。

児相が現在もかかわっている、婦人相談や警察で相談歴があるということであれば、それらの機関に「確認書」という書面を出してもらうことで、申出をすることができます。

(なので、③を話すとスムーズになります)

もし、児相や婦人相談、警察、裁判所などが関わっていない場合にも、あなたが②を話すことで、申請が認められる可能性があります。

辛いことを思い出させるようで、とっても心苦しいのですが、あなたの口から、なぜあなたが今親元を離れているかを、自治体の担当者に教えてあげてほしいんです。

あなたの状況さえ伝われば、担当者が、「こういう資料を持って、一度来てくれますか？」と言ってくれると思います。

一人では手続きが難しいと思ったら、弁護士に相談してみてください。力になります。

◎東京弁護士会の子どもの人権110番

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html>

TEL 03-3503-0110

平日 13:30～16:30 17:00～20:00

土曜 13:00～16:00

◎総務省 特別定額給付金に関する各種ご案内

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/download/>

◎配偶者や親族から暴力などを受けて避難している方向けQ&A

https://kyufukin.soumu.go.jp/doc/31_document.pdf?ver=20200519.01

7 「望まない妊娠」で不安なあなたへ

7-1

Q 休校や外出自粛の中、家には居づらくて、彼氏の家に行ったら、SEX をしてしまいました。自分を「汚れた人間」のように感じてしまいます。親にも相談できず、困っています。

A あなたのように、コロナ禍による休校や外出自粛で、SEX をしてしまい不安に思っている中学生・高校生が沢山います。大丈夫。あなたは一人ではありません。まず、自分を「汚れた人間」と思わないでください。

7-2

Q 彼氏に嫌われたら嫌だし、恥ずかしいと思って、「やめて」とも「コンドーム（避妊具）を付けて」とも言いだせませんでした。妊娠したり、病気になったりしていないか、とても不安です。

A もしそのSEX が無理やりだったり、脅されていたり、あなたの望むものではなかったのであれば、あなたは被害者ともいえます。自分を責めることをやめて、自分の身体や心を守ることを一緒に考えましょう。

7-3

Q どこに相談すれば良いのでしょうか。

A 妊娠や病気が不安な場合には、まず信頼できる大人に相談してみてください。親には相談しにくい場合もあるでしょう。例えばこの記事の末尾に紹介した支援機関では、望まない妊娠について、電話やメールでの相談を受け付けてくれます。「次の生理まで待ってみよう」「さすがに妊娠はしてないだろう」なんて自分で決めてしまわないで、勇気をもって相談してみてください。

もし妊娠していたら、あなたと赤ちゃんの命にもかかわります。「産むか産まないか」「産んだ場合にどうやって育てるか」「育てられない場合に赤ちゃんを預けられるのか」あなたの不安や意見を聞きながら、色々なことの相談に乗ってくれる人たちがいます。待っていないで、できるだけ早く相談してみてください。

◎特定非営利活動法人ピッコラーレ：にんしん SOS 東京

電話相談：03-4285-9870 年中無休、16：00～24：00（受付は23：00まで）

メールでの相談：年中無休、24時間受付

<https://nsost.jp/>

助産師、看護師などの資格をもった相談員さんが「妊娠」に関する相談にのってくれます。

8 子どもたちの「性」に関する犯罪について、知っておいてほしいこと

Q 「コロナのせいで親と過ごす時間が増えて辛い」とアルバイト先の先輩に相談したら、家に泊めてくれました。その晩、その先輩からSEXを求められて、拒めませんでした。

A 親と一緒に過ごすことが辛かったのに、先輩とSEXをすることになって、さらに混乱し、辛い思いをしているのではないかと心配です。あなたにとって、先輩とのSEXが幸せなものでなかったとしたら、そのSEXは犯罪かもしれません。

子どもとのSEXが犯罪になる場合について、罪が重い順に見ていきましょう。

1 刑法に違反する場合

もし、あなたが13歳になっていない子どもである場合には、あなたに対するSEXは、どんな理由、どんな方法でも犯罪です。法律では、13歳までの子どもには、「本当にその人とSEXをしてもよいかどうか」十分に判断することは難しいと考えられていて、たとえ13歳までの子どもが「いいよ」と言ったとしても犯罪になります。

また、13歳以上であっても、暴行（殴る蹴るなどの暴力）または脅迫（脅し）を受けて、やむを得ずSEXをした場合には、強制性交等罪（5年以上の懲役刑）や、強制わいせつ罪（6月以上10年以下の懲役刑）になります。こうした犯罪は、犯罪の中でも、とても重い罪として扱われています。

もし暴力や脅しは使われていなくても、薬を飲まされて、あなたが抵抗できないような状態にされた場合にも、同じように罪になります。

○刑法

（強制わいせつ）

第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強制性交等）

第177条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。13歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強制性交等)

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

2 児童福祉法に違反する場合

親や先生など、あなたが日ごろ逆らえない立場の人から、SEXを求められた場合、そのSEXは、もしあなたが「いいよ」と言っていたとしても、児童福祉法に違反する犯罪です。

(10年以下の懲役又は300万円以下の罰金)

○児童福祉法

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(中略)

6 児童に淫(いん)行をさせる行為

3 児童買春禁止法に違反する場合

例え、あなたがお金をもらってSEXした場合でも、その大人のした行為は、「児童買春禁止法」に違反する立派な犯罪です。(5年以下の懲役または300万円以下の罰金)

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春)

第4条 児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

4 青少年健全育成条例に違反する場合

あなたが18歳未満の子どもで、先輩と真剣なお付き合いをしていたわけでもないのに、先輩からSEXを迫られたような場合、「青少年健全育成条例」に違反する可能性があります。(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)

○東京都青少年の健全な育成に関する条例

(青少年に対する反倫理的な性交等の禁止)

第18条の6 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。

(罰則)

第24条の3 第18条の6の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

5 あなたは悪くない。勇気を出して相談しよう。

「性の自由」は、私たちにとって、もっともプライベートでデリケートなものです。

あなたが、今、幸せな気持ちであればよいのですが、そうでないならば、これから長い間、あなたの心を傷つけるかもしれません。

そのようなことを我慢し続ける必要はありません。あなたには、自分の心や性を守ってもらう権利があります。あなたが、安心して過ごせる居場所がきっとあります。

一人で悩まずに、どうか相談してください。

9 もう死んでしまいたいと思ったとき

9-1

Q コロナで今までの生活とは全くかわってしまいました。毎日、不安で、楽しいこともなくて、もう死んでしまいたいと思う時があります。

A その気持ち、私たちもよく分かります。

私たちは、今、経験したことも想像したこともないほどのストレスの中で生きています。

いつ自分も病気になってしまうだろうか。

大好きな人や家族、大切な人がコロナに感染したどうしよう。

どこにも逃げ場所がない。

この毎日がいつまで続くのかわからない。

このような状況の中で、あなたが、死にたいと思うほど毎日を辛く感じるのは、誰にでも起きることだと思います。

あなたが異常なわけでも、弱いわけでもないのです。

でも、もし、今、あなたが、その追い詰められた気持ちをどこにも吐き出せずに一人で溜め込んでしまっていたとしたら、それはとても心配です。

あなたの辛い気持ちを聞きたいと思って、たくさんの大人が電話相談やLINE相談を運営しています。

誰かとつながって、「不安なのは私だけじゃないんだ。一人じゃないんだ」って思えるだけで、少し気持ちが軽くなるかもしれません。

思い切って、その気持ちを吐き出してみませんか？

9-2

Q だれかに気持ちをきいてほしいのですが、だれに話せばいいのかわかりません。

A 普段から子どもたちの相談に乗っている、無料の電話相談やLINE相談があります。

◎東京弁護士会の子どもの人権110番

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html>

TEL 03-3503-0110

平日 13:30~16:30 17:00~20:00

土曜 13:00~16:00

◎第二東京弁護士会有志による「LINE相談」

https://niben.jp/news/news_pdf/bf9d00013c8c3aa41b22f82661b27e7dae286c7e.pdf

◎チャイルドライン

<https://childline.or.jp/>

TEL 0120-99-7777

毎日午後4時から午後9時まで

◎東京都児童相談センターの運営する「4152（よいこに）電話相談」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/jicen/annai/4152.html>

TEL 03-3366-4152

◎いのちの電話（一般社団法人 日本いのちの電話連盟）

<https://www.inochinodenwa.org/>

TEL 0120-783-556

毎月10日午前8時から翌日午前8時まで

IP電話（アプリケーション間の無料通話を除く）からは

03-6634-7830（通話料有料）

◎東京都の児童虐待を防止するためのLINE相談

「子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/linesoudan.html>